

相続対策としての生前贈与のポイント

はじめに

相続が発生して財産を引継ぐ場合には、皆さんご存知のように「相続税」が課税されます。ただし現行の相続税法では、財産が基礎控除額(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)以下なら課税されません。

それでは、生前中に財産を渡してしまえばどうでしょう。今度は「贈与税」が課税されます。

贈与税の課税方式には2種類あり、このうち平成15年より導入されている「相続時精算課税制度」については相続財産の前渡しであり、将来相続税が課税されるため、相続税の節税対策としての利用は難しくなっています。

もう一つの暦年課税による生前贈与については、たくさんの方々には有効な手段となるため、その効果と注意点についてご説明させていただきます。

1 生前贈与の節税効果

贈与税のしくみ

- * 納税義務者・・・受贈者(贈与により財産を取得した者)
- * 課税期間・・・その年1月1日から12月31日まで(暦年課税)
- * 計算方法・・・{贈与により取得した財産の価額 - 110万円(基礎控除額)} × 税率
- * 贈与税の税率

基礎控除を控除した後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

贈与税の基礎控除額を利用した対策

受贈者ごとに毎年110万円の基礎控除額があります。これを利用して毎年贈与を繰り返すことにより、低コストで財産を引継ぐことができます。基礎控除額は受贈者ごとに適用されるため、複数の受贈者に贈与することで、より大きな効果が得られます。

相続税の税率との差を利用した贈与

相続税も贈与税も累進税率(課税価格が多いほど税率が高くなります)になっています。そのため相続が発生した場合の税率よりも低い税率の範囲内で毎年贈与をしていくことで、節税効果が得られます。

2 生前贈与の注意点

贈与とみなされない場合

贈与は契約行為であり、贈与者の一方的な行為では成立しません。例えば、子の名義で通帳を作り、銀行への届出印や通帳は親が管理しているといった場合には、贈与とは認められません。そのため税務調査の際には、相続人への財産の移転について、本当に贈与があったのか、名義を借りているだけなのかが問題になります。

毎年の贈与額を基礎控除額以下とすれば贈与税は課税されませんが、贈与の事実を証明するため、基礎控除額を少し上回る金額を贈与し、贈与税を少し納付するののも一つの方法といえます。

相続開始前3年以内の贈与

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産は、相続税の計算上相続財産に加算して相続税が課税されることとなります。

つまり、贈与税の基礎控除額を利用して税金を納めずに財産を移転しても、3年以内に相続があればその財産についても相続税が課税されます。

しかし、相続が発生した場合に財産を取得しない方への贈与は、加算の対象となりません。従って、相続人でない孫などへの贈与は一つのポイントになるでしょう。